

地域医療機能推進機構佐賀中部病院 ホスピタルストリート利用規約

(目的)

第1条 この規程は地域医療機能推進機構佐賀中部病院におけるホスピタルストリートにおいて、患者様やご家族、お見舞いの方々の心を癒し、安らぎの場所を提供することを目的に展示スペース（以下「ギャラリーストリート」という）を設置し、その円滑な運用について必要な事項を定める。

(利用場所)

第2条 佐賀中部病院1階 ホスピタルストリート

(利用対象)

第3条 個人及び各種団体

(展示作品)

第4条 写真、絵画、書、その他（陶器等のオブジェは不可）

2. 病院に展示することを考慮し、療養環境を乱さない作品であること。

(利用制限)

第5条 利用目的や展示作品が以下に該当する場合は、利用を断ることができる。

- (1) 営利、政治、宗教活動などを目的とした作品
- (2) 公序良俗に反した作品
- (3) 病院長が不相当と認めた作品

2 作品展示以外の広報や署名など一切の活動は禁止する。

(利用期間)

第6条 1か月以内を原則とし、利用時間は、平日8時30分から17時までとする。但し、ギャラリーストリートの利用状況においてはこの限りではない。

(利用料)

第7条 原則無料。但し、照明については療養環境等を考慮した上で病院側の判断とする。

(設置及び撤去)

第8条 展示作品の設置及び撤去については平日（11時から15時）に利用者主体で行うこととし、設置及び撤去に係る費用は利用者負担とする。

2. 利用者は、ギャラリーストリートの原状回復義務を負う。

(責任)

第9条 展示中の作品に火災、地震、盗難その他の不慮の事故による損失、破損が生じた

場合、当院は一切の責任を負わない。

(申込方法)

- 第10条 事前に申込先に電話連絡の上、『佐賀中部病院 ギャラリーストリート利用申込書』に必要事項を記入して提出すること。
- 2 展示希望月の2月前から受付を開始する。
 - 3 展示希望月が重複した場合は、病院側で調整する。

(申込先)

- 第11条 独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院 総務企画課 (総務企画)
- 郵便番号 849-8522
- 住所 佐賀市兵庫南3丁目8番1号
- 電話番号 0952-28-5311

(必要事項)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については病院長が別に定めるものとする。

附則 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和5年7月1日より本改訂版を施行する。